

政令第九十六号

金融商品取引法施行令及び公認会計士法施行令の一部を改正する政令

内閣は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項第二号八及び第四項第二号八並びに第九十三号の二第一項第一号並びに公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十四条の三十五第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第一条 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の六中「に該当するものであつた有価証券及び」を「及び第二条の十二に規定する場合に該当するものであつた有価証券並びに」に改める。

第一条の七の三第七号口中「外国法人を含む」の下に「。以下この号において同じ」を加える。

第一条の八の三中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 その売付け勧誘等の際にその売付け勧誘等が第二条の十二に規定する場合に該当するものであつた

有価証券

第三十五条第二項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 法第二条第一項第十四号に規定する受益証券発行信託の受益証券（外国の者が発行者であるものに限る。）

（公認会計士法施行令の一部改正）

第二条 公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十条中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 金融商品取引法第二条第一項第十四号に規定する受益証券発行信託の受益証券（外国の者が発行者であるものに限る。）

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令による改正後の金融商品取引法施行令第一条の六及び第一条の八の三の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)(以後に開始する取得勧誘(金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ。)(又は売付け勧誘等(同法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。))について適用し、施行日前に開始した取得勧誘又は売付け勧誘等については、なお従前の例による。